

令和 7 年

第 4 回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1 日間

自 令和 7 年 8 月 15 日

至 令和 7 年 8 月 15 日

月 日	曜 日	会議、休会、その他
8 月 15 日	金	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

令和7年第4回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件 名	議 決 年月日	議決の 結 果
議 案 第42号	伊是名村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	令和7年 8月15日	原案可決
議 案 第43号	伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議 案 第44号	伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	〃	〃
議 案 第45号	委託業務契約について（伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業）	〃	〃
議 案 第46号	物品購入契約について（水槽付き消防ポンプ自動車購入）	〃	〃
議 案 第47号	工事請負契約について（海岸保全施設整備工事(R7-1)）	〃	〃
陳 情 第 1 号	島産品の優先使用について（要請）	〃	採 択
陳 情 第 2 号	県産品の優先使用について（要請）	〃	〃

令和7年第4回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	令和7年8月15日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会	開会	令和7年8月15日	14時00分	議長 潮平そのみ	
議長の宣告	閉会	令和7年8月15日	14時30分	議長 潮平そのみ	

議員の出席及び欠席

出席 8名 欠席 0名

議席番号	氏 名	出欠別	議席番号	氏 名	出欠別
1	高良真伊	出席	8	伊禮正徳	出席
2	東江清和	〃	9	潮平そのみ	〃
3	伊禮正隆	〃			
5	東江源也	〃			
6	上原長良	〃			
7	前川秀和	〃			

会議録署名議員

7番	前川秀和	8番	伊禮正徳
----	------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	兼元清永	議会事務局主任	仲田広美
--------	------	---------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	奥間守	農林水産課長	神田宗秀
副村長	高良和彦	建設環境課長	濱里篤
総務課長	諸見美奈子	教育振興課長	東江隆路
企画政策課長	諸見直也	住民福祉課長	前川栄進
会計管理者	前田秀光	商工観光課長	末吉長吉

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

令和7年8月15日

会議録署名議員の指名
会期の決定
伊是名村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
委託業務契約について（伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業）
物品購入契約について（水槽付き消防ポンプ自動車購入）
工事請負契約について（海岸保全施設整備工事（R7-1））
島産品の優先使用について（要請）
県産品の優先使用について（要請）

令和7年第4回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午後2時00分

2. 付議事件及び順序

令和7年8月15日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第42号	伊是名村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例
4	議案第43号	伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
5	議案第44号	伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
6	議案第45号	委託業務契約について（伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業）
7	議案第46号	物品購入契約について（水槽付き消防ポンプ自動車購入）
8	議案第47号	工事請負契約について（海岸保全施設整備工事（R7-1））
9	陳情第1号	島産品の優先使用について（要請）
10	陳情第2号	県産品の優先使用について（要請）

議長（潮平そのみ）

ただいまから令和7年第4回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

（午後2時00分）

ただいまの出席議員は、8人です。

執行部の説明員であります教育長は欠席であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番前川秀和議員及び8番伊禮正徳議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日8月15日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日8月15日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第42号・伊是名村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間　守君）

提案理由説明の前に本日第4回臨時会を招集いたしましたところ、全議員お揃いで開会できることを心から感謝申し上げます。

本日、執行部側から条例の一部改正3件と契約関係3件、計6件、議会の方から陳情2件の提案となっておりますので、よろしくご審議賜りますよう、お願ひいたします。

それでは提案理由の説明をいたします。

議案第42号・伊是名村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

伊是名村職員等の旅費に関する条例(平成29年条例第1号)の一部を別添のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月15日提出、伊是名村長 奥間 守。

提案理由、伊是名村職員等の旅費について、国内外の経済社会情勢に合わせ、旅費の支給を行うため、本条例の一部を改正する必要があり本案を提出いたします。

別添、新旧対照表、改正前、改正後のとおり、内国旅行、外国旅行の宿泊費の改正となっております。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第42号・伊是名村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第42号・伊是名村職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第43号・伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求める。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第43号・伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和47年条例第17号)の一部を別添のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和7年8月15日提出、伊是名村長 奥間 守。

提案理由、伊是名村特別職の職員で常勤のものの旅費について、国内外の経済社会情勢に合わせて、旅費の支給を行うため、本条例の一部を改正する必要があり本案を提出いたします。

内容については先程の職員の旅費の一部改正と同様、宿泊費の改正となつております。よろしくお願ひします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終ります。

これから議案第43号・伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがつて、議案第43号・伊是名村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第44号・伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に

関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長(奥間 守君)

議案第44号・伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年条例第15号)の一部を別添のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるます。

令和7年8月15日提出、伊是名村長 奥間 守。

提案理由、伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償について、国内外の経済社会情勢に合わせて、旅費の支給を行うため、本条例の一部を改正する必要があり本案を提出いたします。

この条例一部改正についても宿泊費の改正となっておりますので、よろしくお願ひします。

議長(潮平そのみ)

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号・伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第44号・伊是名村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

ては、原案のとおり可決されました。

日程第 6

議案第 45 号・委託業務契約について（伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第 45 号・委託業務契約について。

伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業について、次のように委託業務契約を締結したいので地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

1. 契約の目的、伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業。
2. 契約の方法、随意契約。
3. 契約金額 1 億 5,708 万円。
4. 契約の相手方、沖縄県那覇市安謝、株式会社 輿洋電子。

令和 7 年 8 月 15 日提出、伊是名村長 奥間 守。

提案理由、伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業の委託業務契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年条例第 31 号）第 2 条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。

なお、別添随意契約理由書、そして業務概要等について添付されておりますので、お目通ししてご審議をお願いいたします。以上です。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

議長（潮平そのみ）

休憩します。

休憩 午後 2 時 13 分

再開 午後 2 時 14 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号・委託業務契約について（伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第45号・委託業務契約について（伊是名村デジタル防災行政無線基地局機能強化事業）は、原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第46号・物品購入契約について（水槽付き消防ポンプ自動車購入）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第46号・物品購入契約について。

水槽付き消防ポンプ自動車購入について、次のように財産の取得をしたいので地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めます。

1. 契約の目的、水槽付き消防ポンプ自動車購入。 2. 契約の方法、指名競争入札。 3. 契約金額5,113万9千円。 4. 契約の相手方、沖縄県那覇市、株式会社 消防防災沖縄営業所。

令和7年8月15日提出、伊是名村長 奥間 守。

提案理由、水槽付き消防ポンプ自動車の購入については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和47年条例第31号)第3条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出い

たします。

なお、別添資料として、入札結果報告書と水槽付き消防ポンプ自動車の概要も添付しておりますので、お目通しお願いいたします。以上、ご審議よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

現在、この消防ポンプ車は何台あるのか。従来は、消防車庫等で台数が増えたんですけど、いまシャッターの中に納まって見えないということがあります、何台ありますか。よろしくお願ひします。あるいは何台あって、車検切れ云々で財産の処分、こういうのはどういう具合にやってきたか、よろしくお願ひします。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。現在、消防車の台数については2台あります。車検等については、それぞれ車検の方は入っている状況です。以上です。

議長（潮平そのみ）

2番、東江清和議員。

2番（東江清和議員）

この1台が追加になるということになるわけですか。

議長（潮平そのみ）

総務課長、諸見美奈子君。

総務課長（諸見美奈子君）

ただいまの質問にお答えします。今回1台、消防8号車、8台目になる消防車を購入しますけれども、6号車のうるま市より譲渡を受けた消防車については、今回廃車ということで、この車両の方がなくなりますので、今回の

購入ということになっております。以上です。

議長（潮平そのみ）

他に質疑ありませんか。

休憩します。

休憩 午後 2 時 19 分

再開 午後 2 時 20 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

他に質疑ありませんか。

（「質疑なし」という者あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第46号・物品購入契約について（水槽付き消防ポンプ自動車購入）を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第46号・物品購入契約について（水槽付き消防ポンプ自動車購入）は、原案のとおり可決されました。

次の日程に入る前に、地方自治法第117条の規定により、私潮平そのみは、除斥の対象となりますので、退場します。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 21 分

再開 午後 2 時 21 分

副議長（伊禮正徳）

休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、議長が除斥により退場しましたので、副議長が議長の職務を行います。

日程第8

議案第47号・工事請負契約について（海岸保全施設整備工事（R7-1））を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、奥間守君。

村長（奥間 守君）

議案第47号・工事請負契約について。

海岸保全施設整備工事（R7-1）について、次のように工事請負契約を締結したいので地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

1. 契約の目的、海岸保全施設整備工事（R7-1）。2. 契約の方法、指名競争入札。3. 契約金額8,800万円。4. 契約の相手方、伊是名村字諸見、有限会社 タカラ建設。

令和7年8月15日提出、伊是名村長 奥間 守。

提案理由、海岸保全施設整備工事（R7-1）の請負契約の締結については、伊是名村議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第31号）第2条の規定により議会の議決を必要としますので、本案を提出いたします。

なお、資料として入札結果報告書、そして工事概要書、図面等が添付されておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。以上です。

副議長（伊禮正徳）

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

質疑ないようですので打ち切りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「質疑なし」という者あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号・工事請負契約について（海岸保全施設整備工事（R7

- 1)) を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第 47 号・工事請負契約について(海岸保全施設整備工事 (R 7-1)) は、原案のとおり可決されました。

潮平そのみ議長の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 25 分
再開 午後 2 時 26 分

議長(潮平そのみ)

再開します。

次の日程に入る前に地方自治法第 117 条の規定により東江源也議員は、除斥の対象となりますので、退場を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 27 分
再開 午後 2 時 27 分

議長(潮平そのみ)

再開します。

日程第 9

陳情第 1 号・島産品の優先使用について(要請)を議題とします。

陳情第 1 号の理由及び趣旨については、お手元に配付してあるとおりです。朗読は省略いたします。

それでは、陳情第 1 号・島産品の優先使用について(要請)を採決します。お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、陳情第 1 号・島産品の優先使用について(要請)は、採択することに決定しました。

東江源也議員の除斥を解きます。

しばらく休憩します。

休憩 午後 2 時 28 分
再開 午後 2 時 29 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

日程第 10

陳情第 2 号・県産品の優先使用について（要請）を議題とします。

陳情第 2 号の理由及び趣旨については、お手元に配付してあるとおりです。

朗読は省略いたします。

それでは、陳情第 2 号・県産品の優先使用について（要請）を採決します。

お諮りします。本件は、採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。

休憩します。

休憩 午後 2 時 29 分

再開 午後 2 時 29 分

議長（潮平そのみ）

再開します。

したがって、陳情第 2 号・県産品の優先使用について（要請）は、採択することに決定しました。

お諮りします。本臨時会で議決されました事件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

これで令和 7 年第 4 回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午後 2 時 30 分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長

会議録署名議員

会議録署名議員